

厚岸町条例第31号

厚岸町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(厚岸町職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町職員の分限に関する条例(昭和26年厚岸町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第2号」を「第1号」に改める。

(厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町職員の給与に関する条例(昭和26年厚岸町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第5項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条の3第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の4第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条の6第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」

を削る。

(厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚岸町職員等の旅費に関する条例（昭和36年厚岸町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第2号から第5号まで」を「各号」に改める。

(厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年厚岸町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第13条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第13条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第14条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。